

第8回小諸市自治基本条例ワーキンググループ 会議録（概要）

日 時：平成21年11月6日（金）18：30～21：10

場 所：小諸市役所3階大会議室

出席者：ワーキンググループ委員16名（欠席4名）、事務局2名

1 開 会

- ・前回までで、全ての項目の検討が終了した。今までの議論をもとに修正、調整して条例の形にまとめたのでご意見をいただきたい。（座長）

2 議 題

（1）自治基本条例の検討について（全体調整）

（事務局より修正素案について資料に基づき説明）

- ・本日の開催にあたり、欠席されている委員より、住民投票について「前回、投票権の年齢を満18才以上で検討したが、進学等により地元を離れることも多いため、若い世代の考えを反映させるという意味では、あまり効果がないのではないか。また、実際に住民投票を行なうことは少ないと思うが、将来を考える意識を醸成するといった観点も含めて満16歳以上としてはどうか」との意見を預かっている。現在、住民投票権を満16才以上としているところは大和市だけであるが、昨年度市内2高校で行ったワークショップをみても、参考になる意見が多数だされていることから、事務局では提案どおりとしたいが、この部分についても議論いただきたい。（事務局）
- ・全体を通して意見をお願いしたい。（座長）
- ・「地域社会」という言葉が条文に数多く使われている。どこまでを対象としているのか不明確なため、ぼやけている印象がある。（委員）

「地域」に関しては、明確に示していない。内容によって広くは小諸市を指し、それよりも狭い区や学校区などを指すこともある。状況によって変わってくる。「社会」を加えることにより、「場所」だけでなく「関係」も含んだものとなっている。（事務局）

住民に誤解されなければよいが、同じことを表現する言葉もほかに見当たらない。（委員）

大きさに関わらず使える言葉である。他に言葉はない。（委員）

この表現のまま市民の意見を聴いてみたらどうか。（委員）

それでは「地域社会」という表現で市民に意見を聴くこととしたいがどうか。（座長）

よい。（委員）
- ・第8条第3項の「区等」の「等」についてはどのような組織を想定しているのか。（委員）

区に準じた組織として活動している地区を想定している。（座長）

そういった組織も存在する中、区を設置する条例もないのに加入を強制する内容を規定してよいものか。（委員）

11日に区長会へ意見を聞くことになっている。そのためにワーキンググループとして、統一した見解を出さなければならない。今の行政区という仕組みは、地元でつくったコミュニティーを、区という形で市が運用させてもらっているもの。今回の議論で、初めて「区」という組織の位置付けが明確になる。自治基本条例の重要な部分のひとつとなる。(座長)

区への加入が強制となる表現であると不満もでてくるのではないか。(委員)

実際には、区へ加入しなければ行政からのサービスも受けづらいし、地区の中でも、コミュニケーションはうまくいなくなる。(委員)

区へ加入しないことにより、住民サービスを受けづらくなる等のデメリット、若しくは加入する意義のようなものも記載したらどうか。(委員)

住民感情からしても必要だと思う。(委員)

「第1項の目的を達成するために、区へ加入をしなければなりません」という表現になるかと思う。(座長)

「区民等」の「等」部分は、区に準じた組織以外のものとも解釈ができるため、誤解を生む可能性がある。(委員)

「等」に現される組織の明確な位置付けはどのようなものか。(委員)

小諸市の「区長に関する規定」の中では、68の区となっている。そこに属しない準区は、戸数や人口の関係もあるが、その活動と目的から区と同様のものと考えている。(事務局)

それでは「区」と言い切ってしまうのはどうか。(座長)

市民から見ると「区」のみの方が分かりやすい。(委員)

「加入しなければならない」という表現はどうか。(座長)

「自治意識に基づき主体的に活動する自治組織」という定義であれば、加入について市が決定するものではないと考えられる。(委員)

加入の自由を認め過ぎると区の機能が失われる。(委員)

裏を返すと、区側も加入を拒めないと暗に言っていることになる。区側も第4項で「参加しやすい環境をつくらなければなりません」と記載する必要があるのではないか。(委員)

ストレート過ぎるため区側は「努めなければなりません」という程度の表現でどうか。(委員)

住む人と区、双方の義務を明記しなければ意味がない。(委員)

加入部分は「します」程度の表現でいいのではないか。(委員)

現実に区側としては加入してもらった方がいい。しかし、別荘地等が多い地区では加入したらしたで摩擦が生じることもある。(委員)

区長会の意向も聴いて決定したらどうか。(委員)

「区等」を「区」へ修正し、第8条第3項は「第1項の目的を達成するため、区へ加入しなければなりません」、第4項は「環境づくりに努めなければなりません。」という表現で区長会に意見を聴きたいがよいか。(座長)

よい。(委員)

・第16条の市長の公約はどうか。(座長)

市長として立候補する者は、総合計画の内容に沿った項目でなければ、公約として掲げられないのか。(委員)

小諸市では総合計画を市長任期に合わせたものとしている。当選した市長の公約を市民に信託されたものとして総合計画に反映させることになる。(事務局)

そもそも、公約を掲げても、議会の承認がないと実行できないのだから、公約を掲げること事態に意味がないのではないか。(委員)

公約を総合計画に反映させ、実行していくためには当然に議会との調整が必要になる。それも含んだ総合計画への反映と理解していただきたい。(事務局)

マニフェストではない公約の場合は、総合計画で達成状況等の公表を行なうとのことであるが、検証可能な公約の場合は「年1回以上」との規定がされ、その一方で総合計画には「公表します」との規定しかない。同様に「年1回以上」と規定することが必要だと思う。(委員)

第17条第3項に「年1回以上公表します」と付け加えたいがどうか。(座長)

よい。(委員)

- ・第17条第2項、第19条の「市民参加」については具体的にどんなイメージか。(委員)

ケースバイケースであるため広義で捉える形となっている。具体的な取り組みについては、別に条例等で定めるようになる。(座長)

- ・第21条は「施策の各段階」ではなく、条文解説にあるように『施策の企画、立案、実施及び評価の各段階』のように詳しい表現を望む。(委員)

そのようにしたい。(事務局)

- ・「します」との表現が多いが「しなければなりません」との使い分けの理由はあるのか。(委員)

第2章の議会、市の執行機関については「責務」であるため「なりません」という表現にした。市政運営部分については、市の執行機関の宣誓という意味で「します」と表現している。(事務局)

事務局の説明のとおり「します」という表現は、市の執行機関の宣誓的なニュアンスではあるが必ず実行するという意味になっている。庁内会議の中で「なりません」という表現が続くと、文章として違和感があるという意見も出ているためこのようになった。(委員)

市民から言われて行なうのではなく、議会や市の執行機関が自ら進めていくという意味で、市政運営部分は「します」という宣誓的な表現にした。(事務局)

区への加入部分の規程との兼ね合いがでてくる。そういった意味では第8条3項は同様に「区へ加入します」という表現がよいかと思う。(委員)

区への加入は「します」と表現を変えたほうがよいか。(座長)

区長会の意見を聴いてからの検討でよい。(委員)

- ・第28条第3項「議会及び市長」は「市議会及び市の執行機関」という表現にしたらどうか。(委員)

市の執行機関は市長も含めた定義であるため、そのように改めたい。(事務局)

- ・ 条例の全体の中で、市民活動団体と区では、市民活動団体が先に来ているがどういった理由からか。市民から聞かれた場合、答えられるようにしておかなければならない。(委員)
住民と密着している「区」を先にした方がよいのではないか。(委員)
活動する団体等も含むものではあるが個人としての市民、市民活動団体、区と少数組織からの表示としてこのような表現になったのではないか。(委員)
上下関係は感じないため、この順番でよいのではないか。(委員)
区も重要であるが、馴染みからすると市民活動団体の方が薄く感じられるため、その存在をPRするという意味で市民活動団体を前にしたと私は認識している。(委員)
その様な認識で進めていきたい。(座長)
- ・ 第30条第1項の住民投票の年齢について、満16歳以上と提案されたがどうか。(座長)
他の制度では18歳以上が多い。この条例も同じでよいのではないか。(委員)
16歳でも、自らの問題として考えることはできる。(委員)
住民投票になるような案件は何かということだと思う。住民投票は具体的な案件を問うものであるため、16歳でも十分考えられる。また、案件は「彼らの将来を決めること」であるかと思うため、満16歳以上でもよいと思う。(委員)
大人のほうが無関心である。16歳以上にすることにより、若者の方が真剣に考え、それによって大人も真剣に考えることに繋がるのではないか。若者の意見も大切にしたいため満16歳以上でよい。(委員)
将来への意識付けのためにも満16歳以上と規定して、市民に意見を求めていきたい。(座長)
- ・ 条文解説を別冊で作った方がいいと思う。今回のワーキンググループ資料の条文解説をもう少し整理して作っていただけるとありがたい。(委員)
- ・ 当初から分かりやすい表現を目指して条文を考えてきた。全体を通してカタカナが少なく分かりやすいものになったと思う。(委員)

(2) その他

- ・ 次回は、11月26日午後6時30分から開催する。前文を検討したい。また、11月11日の午後3時から開催される区長会において、今回の修正を加えた自治基本条例の内容を説明し、意見をいただきたいと考えている。都合がつく委員は傍聴をお願いしたい。(事務局)
- ・ 3月議会への上程になると思うが、スケジュールが忙しい。できるならば市民の意見を伺うため各地区での説明会を実施してみてもどうか。時間的に難しいのであれば、条例として成立した後に条文説明会を開催したらどうか。この条例の精神を実践していく必要がある。(委員)
ワーキンググループのメンバーが手分けで説明することも考えたらどうか。(委員)
ある程度地域をまとめて説明会を行ったらどうか。市民フォーラムという手もあるので、今後実行可能な方法の検討をしたい。(委員)
- ・ 可能な限り条例の精神を生かしていきたい。(座長)